

民主党の田中信行です。通告にある硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染については次回に行いたいと思います。

まずはじめに不正経理問題についてであります。

決算委員会及び「不正経理調査特別委員会」で議論がされてきた来たところではありますが、私から何点かお聞きいたします。

1. 国庫返還金の加算金(1億7000万円)を除く4億2、500万円についてであります。このうち不適正分類「b」「c」の10%分3、500万円、「d」～「g」までの2、700万円の合計6、200万円を職員の返還分とし、残り3億6、300万円は一般会計すなわち税金で返すこととしています。「b」「c」分類の購入に「価格の正当性・適正性に問題がある」ことから予定価格と落札額の差の平均である10%分を返還対象とし90%は公的使用と認められるので返還対象ではないと判断しています。しかしながら、補助金の執行が年度をまたいだり、発注と異なった物品が現物確認がされたとはいえ、科目の違う備品等の購入であれば、本来の補助目的から逸脱し、さらに価格の正当性・適正性に問題があったとしていることから

本来は職員の全額返還ではないのか、補助金を出している国はどのような見解に立っているのか、伺います。

2. 当該購入価格が「競争性が働いていないことから、価格の正当性・適正性に問題がある」とし予定価格と落札額の差の平均である10%分も高く購入していたと県が認めていることについてです。本来、県は県民の負託に応じて、契約の公正・適正の保持せねばならないのにかかわらず、物品購入に関して長年にわたり不正経理による公正・競争性が無視され、業者との癒着から20年度までに分類aを含めてその対象額は総額で31億円を超え、少なくとも3億円以上もの余分な支出を行ったことは正に不正な行為であります。今日まで県は契約・入札の改革として一般競争の早期導入や随意契約の見直し等々、行ってきたものの肝心な足下の物品購入で長期にわたり契約の公正・適正が踏みにじられたことについて見解を伺います。

3. 職員の処分に係わる今後の対応について

職員処分の基準でいう、いわゆるg分類・ア「納品事

実の不明」の4、660万円、g分類・イ「現金使途不明」の1、172万円については「警察と情報交換するなど適切に対応していく」としているが、職員調査の限界もあり、現調査結果として仕方がないものの、本人が認める認めないことで告訴と戒告に分かれる対応があるが、県警に於いては、これら情報をどのような方針で対処してきたのか、また今後どのように対応するのか伺います。

4. つぎに、20年度決算の中で消耗品費の支出9億8300万円をベースに調査の結果、「納品ベース」で3億1200万、会計検査院準拠区分である「支出ベース」で1億1000万円の不適正処理・不正経理が報告されましたが、この差額おおよそ2億円は当然のごとく予算計上されず、決算額に組入れられてもいないものであります。財源は主に従来よりのプール金があてられており、まさに不正経理の所産であります。

ここで問題となることはその使われ方がa～gまでの分類に関係なく、議会が関知しない2億円もの金が消耗品費として使われていたということであり、それも20年度だけでも396所属中、305所属でおこまなわれ、

加えて、19年度以前もプール金が存在した期間すべてにわたって使われて来た事実は、議会として決して看過できないものであります。

プール金の使用を確保しながら、予算への概算請求を行い、その予算からさらにプール金を捻出し続けたことは予算提案そのものが予算審議を行う議会への不誠実極まりないものであり、さらに予算に関係なく、勝手にプール金を使い、自分たちの都合の良い支出をし続けて来たことも大きな問題であります。知事の見解を伺います。

5. つぎに 21年度の農林水産・県土整備部の国庫補助金に伴う付帯事務費の不用額の見通しと今補正予算での処理についてであります。

農林水産部で10億3,379万円、県土整備部で17億6,017万円の付帯事務費が予定されていますが、12月18日の「報告書」の「国庫補助事業の事務費に関する改善事項」に「国庫補助事業と県単独事業との事務費を明確に区分できていなかったことから、今後は予算額・支出額・予算残額等がわかる帳簿の整備を徹底する」。「補助事業担当者と予算担当者が連携を図り、事務費の不用

額等を正確且つ早期に把握し、必要な支出科目へ振り返るなど、適切な執行を徹底する。」とし、今 2 月補正で農水で 7、062 万円、県土で 8 億 1、382 万円を減額補正を行おうとしていますが、どのように区分し、不用額を把握し、今補正予算で対応するのか伺います。

6. 22 年度予算中、知事部局及び教育庁・警察本部の消耗品費の合計は、前年度比 8、500 万円の減の 32 億 3、400 万円が計上されています。今議会で 20 年度決算の不認定を受け、消耗品費の計上額は、使い切りによる不正隠匿分の余裕を持たせない必要最小限度の計上になっているのか、伺います。

財政健全化計画についてであります。

森田県政の真価が問われる「総合基本計画」「財政健全化計画」「行政改革計画」が来年度予算の審議に合わせて示されました。

「総合基本計画」については、民主党の代表質問で堀江ハツ議員より質したところであります。総花的で従来の事業を取りまとめ、項目に振り分けた印象の強いもの

であり、3年間の実行計画に至っては、事業の具体的な達成目標もなく何が重点なのかわかりずらい計画と言えます。「総合基本計画」は議案として上程されていますので民主党議員会で真摯に審議をさせていただきます。

さて、県政の根幹は財政です。財政の裏打ちのない政策は夢物語でしかありません。

「財政健全化計画」についてです。過去に財政再建・健全化の計画は私の知る限りでは、「財政健全化プログラム」「財政再建プラン」「行財政システム化改革行動計画」がありました。いずれも事業の見直しや未利用地の売却に一定の成果はあったとしても、県債・借金の増加を止めることは出来ず、臨財債や減収補てん債・財政健全化債等の特例的な借入金である借金を多用し、さらに他会計や基金からの借り入れでかろうじて単年度収支を黒字にし、結果として借金だけが増え続けた計画であったと言えます。

さて、今回の知事が提示した「財政健全化計画」をみると、過去の「計画」と全くと言っても良いほど同じ手法で作成されています。3年間の財政不足額を見込み、その解消に努力するだけの計画であります。具体的取り

組みも

歳入の確保

1. 県税収入の確保
2. 未利用県有地の売却
3. 使用料・手数料の見直し

歳入の抑制

1. 人件費の抑制
2. 事務事業の見直し

起債の活用及び国への制度改正要望までほとんど同じであり、「基金の活用」に至っては従前から「活用」の名のもと出し入れを繰り返していたものです。基本的な考え方も対応策も変わっておらず、どこに森田カラーの「財政健全化計画」の特徴があるのかわかりません。知事にお答えいただきたい。

さらに、私達民主党議員会はいくら単年度収支が黒字であろうと、プライマリーバランスが黒字であろうと借金が減り始めなければ財政再建は始まらないと考えています。知事はこの「財政健全化計画」を作成するに当たり、知事の考える「財政の健全化」はどのような財政状態を言うのか、また 10 年後の総合計画の達成時には財政の健全化も達成しているのか見解を伺います。

次に、「財政健全化計画」歳入見積額のなかで、県債欄から除くと明記されている「臨時財政対策債」の多用についてです。来年度は50%増になり、交付税の総額を超えます

2月24日の新聞報道に県幹部の発言として、「正直、大丈夫かとの思いはある」の心配の声も聞こえます。今議会でも論議があったようにこの臨財債を交付税の代替えとして国が全額措置するからと言って、交付税と同様に扱うことは、財政の健全化に係わる県債そのものを安易に少なく見ようとするものであります。前知事も同じ立場でしたので何回か議論をさせいてもらいました。知事もご存じと思いますが、臨財債の措置算入期間すなわち立替を返してくれる期間ですが、30年ものと20年ものがあります。21年度末見込みで、30年が3,451億円、20年が2,333億円合わせて5,784億円の残高となります。千葉県は両方とも30年返済の満期一括償還で起債をしました。したがって措置期間が20年のものは「交付税の先食い」の結果、残り10年は、県費で補完しなければ成りません。

さらに臨財債がすべて国の30年返済と成ったと言え、

交付税で措置されることから措置明細が明らかではなく、加えて近年にもあった不明瞭な一括カットなど、制度の問題もあり、あくまで論理的で不安定な措置であるといえます。さらに 24 年度には 1 兆円を超えると思われる臨財債の多用は 30 年先までに返してくれるはずの借金として未来の県民に先送りするものですから、借金として認識し、最小限度にとどめるべきと思うが知事の見解を伺います。

基金の活用についてです。

役割の終わった基金の廃止は当然のことですが、借金等でふくらんだ繰越金の一時預け入れや取り崩しは「内部手法としては、来年度に使うためうまく納めた」のようですが、どこかの県の不正経理の預け・プール金に似ています。もちろん地財法の考え方に反しますし、県民への正しい財政状況を知らせる予算の在り方ではありません。見解を伺います。

さらに、堀江議員も代表質問で質しましたが、今年度の補助金、アクアラインの社会実験県負担分である、15 億円を財政調整基金に積み立て来年度に使用するやり方は、「地方財政法」7 条・4 条に違反する思うが見解を伺

います。

加えて県債管理基金が2000億円を超え、さらに増え続けます。規定上は知事の判断で流用が出来ます。他府県では流用が問題になったこともあり、完全に県債の返済だけにしか使用できないように改訂すべきであるが考え方を伺います。

県に係わる事業についてであります。

平成16年の県住宅供給公社の特定調停の申し立ては、320億円を超える民間金融機関の債務放棄や県からの300億円の新たな貸し付け等により、公社の多額の債務超過による破綻から、法的整理によって回避したことは、記憶に新しいところであります。

回避したとはいえ、経営に失敗し多額の損失を残したことは事実であります。時代の変化に対応できず、見通しの甘い、多額の事業展開を繰り返した結果でありました。さらに理事長はじめ幹部は県のOB乃至は県職員であり、経営の要である理事会は民間人は含まれてはいたものの県の関係部長が兼任していたものでした。これではチェック機能が働くわけもなく、さらに県所管部課によ

る強い指導の下運営されていたことも確かなようであり
ます。

県が係わる事業の経営・運営の問題点の原型が、住公の
実質経営破綻にあったと言えます。

繰り返しますが、経営陣は県 OB の短期間の「天下り」
の繰り返し、県費に頼る出資や融資、経営に係わる県所
管部課の強い意向・指導、身内で構成する取締役会・理
事会等誰も責任をとらない構造があり、その他多くの反
省点があったのではないのでしょうか。

今回の（株）アカデミアパークの民事再生法の適用申請
は、正に経営の破綻であります。民事再生法の適用申
請への県の決断は必要なものであったと理解できます
が、前にも言いました破綻の構造があったものと考えら
れ、住公の反省が生かされなかったのではないでしょ
うか。

他に多額の債務超過を持つ東葉高速鉄道をはじめ、未だ
県 OB の「天下り」や県職員を代表者として選任してい
る 20 団体近くの公社等外郭団体の運営・経営に問題は
ないのか伺います。

さらに、県が係わる事業の破綻や多額の損失を招いた

場合の経営責任について伺います。

住宅供給公社の特定調停の場合、当時の知事は「公社は公社法に基づいて運営されているものであり、県とは独立してる」旨を強調していました。そのためか住公の理事長及び副理事長とその経験者に当時支給していた退職金の返還を要求し、一部実行されたと聞いています。地方公社法に定める理事・監事には責任を問わず、不明瞭な責任の課し方であったといえます。

今回の不正経理問題では、不正・不適正に直接関わらない者でも管理職を職務責任として処分し、相当の返還金を求めています。この考え方によれば、県に係わる事業の破綻や多額の損失を招いた場合の経営責任・運営責任が経営・運営主体者に問われるものものと思うが、(株)アカデミアパークの場合も含めて見解を伺います。